

## 耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を習得させるための講習の登録について

平成 25 年 12 月 10 日

国土交通省告示第1182号

改正 平成30年 2月15日 国土交通省告示第182号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、次に掲げる者が行う講習を、耐震診断資格者講習として登録したので、同規則第 20 条第 1 項第 1 号の規定により、公示する。

- (一) 登録年月日 平成 25 年 11 月 25 日
- (二) 登録番号 登耐講第一号
- (三) 講習事務を行う者の氏名又は名称 一般財団法人日本建築防災協会
- (四) 講習事務を行う者の住所 東京都港区虎ノ門 2 丁目 3 番 20 号
- (五) 法人である場合の代表者の氏名 坂本 功
- (六) 耐震診断資格者講習事務を行う事務所の名称 一般財団法人日本建築防災協会
- (七) 耐震診断資格者講習事務を行う事務所の所在地 東京都港区虎ノ門 2 丁目 3 番 20 号
- (八) 耐震診断資格者講習事務を開始する日 平成 25 年